

林 災 防 栃 発 第 2 7 号
令 和 7 年 5 月 7 日

会員事業場 各位

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部
支部長 東 泉 清 寿
(公印省略)

林業死亡労働災害多発警報発令解除後の林業労働災害防止対策の強化について
(発令期間中の取組の御礼と今後の労働災害防止対策の取組要請)

日頃より、林業労働災害防止活動にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
この度、林災防本部から本県に発令されていた林業死亡労働災害多発警報（発令期間：令和7年1月30日から4月30日まで）が令和7年4月30日付けをもって解除されました。

当支部といたしましても、関係行政機関並びに関係団体のご支援とご協力をいただき「林業労働災害再発防止対策事業」における労働災害防止活動を積極的に展開することができるとともに、会員事業場の皆様方には、多発警報発令期間中における林業労働災害再発防止に向けた取組にご尽力をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

さて、本県の令和7年における林業労働災害（休業4日以上）は、令和7年3月末現在5件（前年同月比1件増）の状況にあります。

つきましては、会員事業場の皆様におかれましては、林業死亡労働災害多発警報発令の解除後も引き続き、林業労働災害再発防止対策を含む各種労働災害防止対策を一つひとつ着実な推進による作業者の安全衛生を確保するため、経営トップが先頭に立ち、自主的な労働災害防止活動をより一層強化し、下記の取組事項を実施されますようお願い申し上げます。

記

- ①チェーンソーによる伐木作業の安全な作業方法の徹底と立入禁止措置（表示等）の徹底
- ②かかり木の処理作業における安全な作業方法の徹底と禁止事項の遵守
- ③車両系木材伐出機械における安全教育の実施と立入禁止措置（表示等）、安全対策の徹底
- ④刈払機作業における基本動作の遵守と禁止事項の徹底
- ⑤熱中症の予防対策の強化（報告体制の整備、手順作成、関係者への周知）
- ⑥蜂刺され対策（適切な保護具や救急用具の備付け、自己注射器（エピペン）の携行等）
- ⑦騒音障害防止対策（騒音障害防止対策の管理者の選任、等価騒音レベルの測定、聴覚保護具の使用等）

- ⑧化学物質取扱対策の徹底（化学物質管理者の選任等、危険・有害性情報の伝達、障害等防止保護具の使用等）
- ⑨伐木等・車両系木材伐出機等作業計画の作成・周知
- ⑩簡易リスクアセスメントの実施と自主的な安全衛生活動の活性化
- ⑪KY（危険予知）活動、ヒヤリハット報告・分析を活用した各種作業における労働災害防止対策の徹底
- ⑫高年齢労働者と新規就労者への安全対策の徹底と効果的な安全衛生教育の実施
- ⑬労働災害発生時の連絡体制の確認（緊急連絡体制図の作成、関係者への周知）と迅速な情報提供の確立（休日を含む。）及び急時対応教育による救急措置の実践研修の実施

□事務局

宇都宮市新里町丁277-1

TEL 028-652-2153

担当：大貫、齊藤

林災防発第38号
令和7年4月30日

林業・木材製造業労働災害防止協会
栃木県支部長 東泉 清寿 殿

林業・木材製造業労働災害防止協会
会長 中崎 和久
(公印省略)

「林業死亡労働災害多発警報」の解除について (栃木県支部)

栃木県内では、林業における死亡労働災害が令和6年10月及び11月に各1件発生したため、貴支部に対して令和7年1月30日から令和7年4月末日まで「林業死亡労働災害多発警報」を発令しました。

その後、栃木県支部をはじめ関係機関の取組により、令和7年4月末日まで厚生労働省から新たな林業の死亡労働災害発生公表がなかったことから、同年4月末日をもって同警報を解除することをここに通知します。

なお、令和7年度分の「実施結果報告書」及び「林材業労働災害再発防止対策収支報告書」については、5月末日までに報告をお願いします。



担当：教育支援課 (庭山、秋岡)
会計課 (浦橋、泉)